

平成 28 年 1 2 月 2 日

意見交換資料

全国公民科・社会科教育研究会  
事務局長 篠田 健一郎  
(東京都立西高等学校指導教諭)

1 後期中等教育の現場で公民科を担当している教員としての立場から意見を申し述べる。

2 消費者教育について

後期中等教育において消費者教育が大切であることは当然である。

公民科の教科の性格に従えばいわゆる消費者教育とされる内容は家庭科で学ぶ範疇である。

参考 家庭科の目標は「家庭の生活に関わる産業に関する」「知識と技能を習得させ」「生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。」

公民科の目標は「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て」「国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」

「現代社会」の「内容の取扱い」において「市場経済の機能と限界」の「個人や企業の経済活動における役割と責任」において「消費者に関する問題」を扱うこととされる。

「政治・経済」の「内容の取扱い」において「現代経済の仕組みと特質」の中で「市場経済の機能と限界」の中で「消費者に関する問題」を扱うこととされる。

3 成年年齢引き下げについて

正論である。

現場から見ると無理がある。

ア 高校卒業と同時にひとりで判断しひとりで責任負えというのは無理である。

イ 高校3年生時点で成年として対応できるように備えるには高校1年生からの準備が必要となり、その準備の時間を考慮すると3年間の猶予は短い。

ウ 施行日は卒業進級の時期に合わせて年度替わりとするのが適当である。

エ 施行に伴う支障としては高校生が卒業と同時に消費被害に遭う危険が大きい。いくら消費者教育を充実徹底させても限界はある。